明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**総務**五八）　一

〔告　示〕

○電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件（**総務**二一六）　一

○日本国に帰化を許可する件（**法務**三四八）　一

○水産関連機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とアンティグア・バーブーダ政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二〇七）　二

○アンティグア・バーブーダ政府に対する贈与に関する日本国政府とアンティグア・バーブーダ政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二〇八）　二

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十七条の六第一項の規定により希少疾病用医薬品の指定を取り消した件（**厚生労働**二九九）　三

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品を指定した件（**同**三〇〇）　三

○保安林の指定を解除する件（**農林水産**一五九一）　三

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一五九二～一五九八）　三

○工業標準化法第二十三条第一項から第三項までの登録及び同法第二十八条第一項の登録の更新をした件（**経済産業**一三七）　四

○指定装置の指定製作者等の住所を変更した件（**国土交通**七九五）　四

○小型特殊自動車の型式を認定した件（**同**七九六～七九八）　四

○小型特殊自動車の製作者の住所を変更する旨届出があった件（**同**七九九）　五

○地すべり防止区域を指定する件（**同**八〇〇）　五

○地すべり防止区域を追加指定する件（**同**八〇一）　五

○国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件（**同**八〇二、八〇三）　六

○海上における空対空射撃訓練を実施する件（**防衛**一一七～一二〇）　六

○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（**同**一二一）　七

○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**一二二）　七

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（**同**一二三）　七

○浄化槽の型式を認定した件（**中部地方整備局**九九）　七

〔国会事項〕

平成二十七年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験合格者（公認会計士・監査審査会）　八

〔人事異動〕

内閣　復興庁　法務省　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

国家試験　九

諸事項

官庁

財団、建設業の許可の取消処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

特殊法人等

公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　二九

地方公共団体

教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分関係　三〇

会社その他

〔公　告〕

省　令

○総務省令第五十八号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第四号ハ及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第三条第二項（同令第十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月二十四日

総務大臣　山本　早苗

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号算式の符号B及び第九条第三号算式の符号A中「負債」の下に「（繰延税金負債を除く。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。